

改正後の最低工賃の内容

次の表の品目欄、織機の規格欄及び品目の規格欄の区分に応じ、10,000^{こし}越につき、金額欄に掲げる金額

京都府丹後絹織物業最低工賃(平成26年10月1日から適用)

	品 目	織機の規格		品目の規格	金 額
		織機の種類	開口装置	仕上げ幅	
後 染	正絹無地ちりめん(平織)	小幅力織機	タペット	36センチメートル以上のもの	250円
	正絹紋織物(もじり織物、縫取織物及び裏地として使用する織物は除く。)				340円
	正絹着尺				600円
先 染	帯 (無地物及び黒共帯を除く。)	小幅力織機 (両八丁以下)	ドビー又は ジャカード	/	1,586円
		小幅力織機 (両十丁以上)			2,000円